

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために

基本施策 4 - 1 計画的な土地利用を推進する

基本施策 4 - 2 良好な生活空間を提供する

基本施策 4 - 3 生活衛生環境を高める

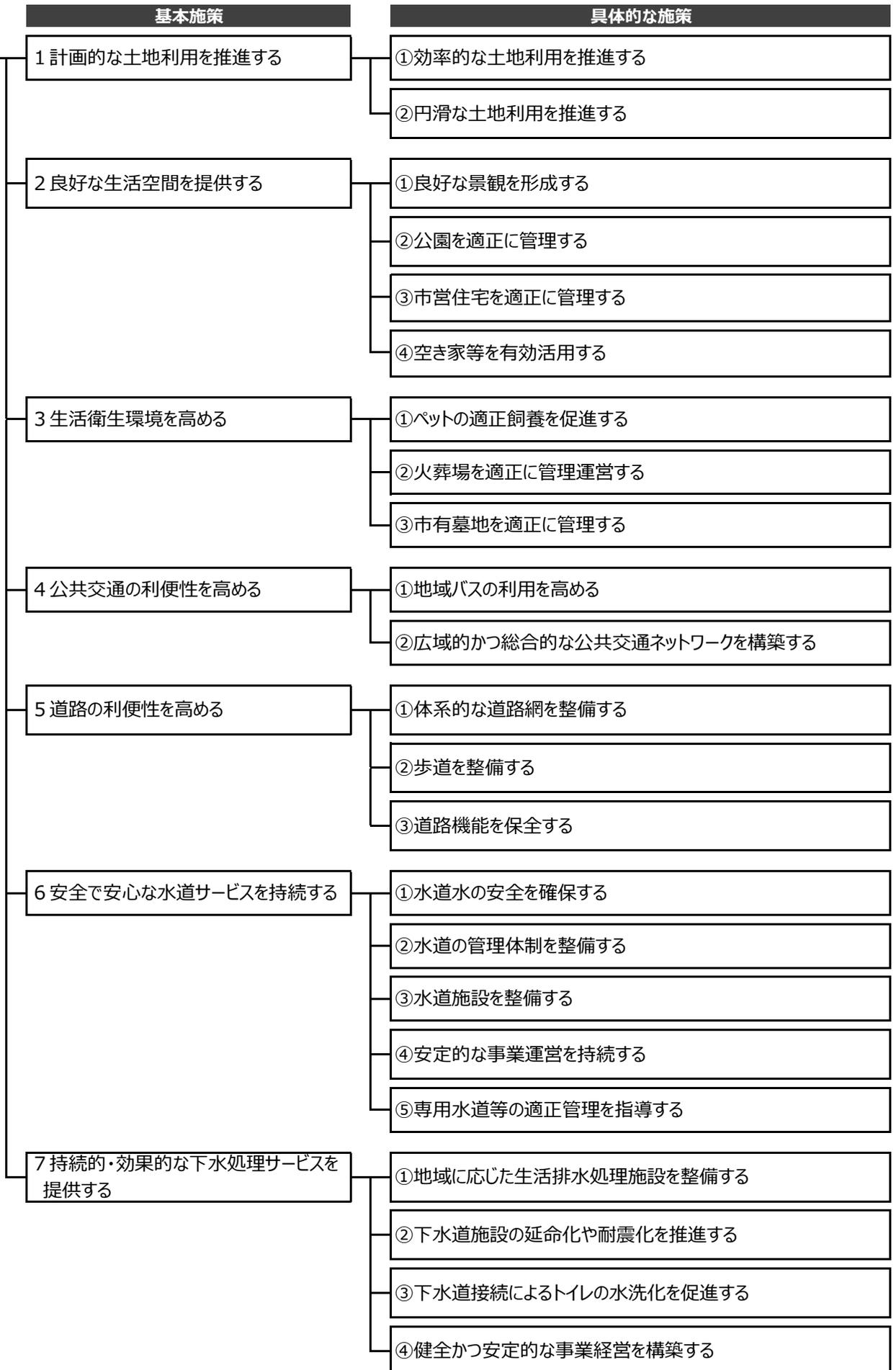
基本施策 4 - 4 公共交通の利便性を高める

基本施策 4 - 5 道路の利便性を高める

基本施策 4 - 6 安全で安心な水道サービスを持続する

基本施策 4 - 7 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する

基本政策 4 快適で便利な生活を支えるために



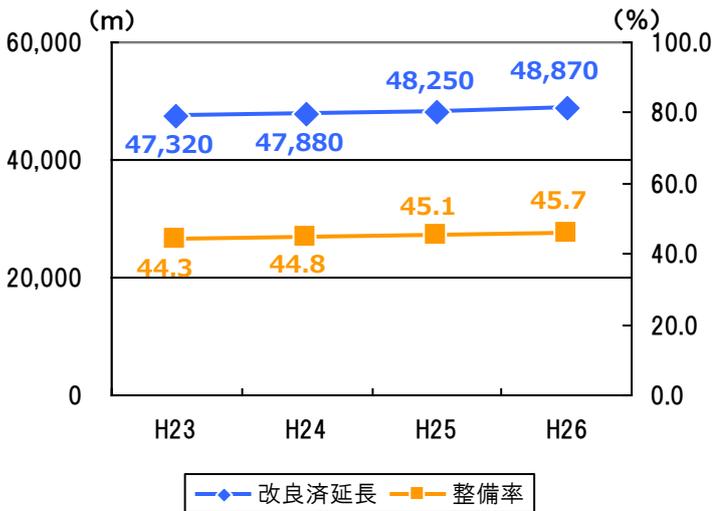
基本施策 4-1 計画的な土地利用を推進する

現状

本市においても人口減少や少子高齢化が進んでおり、今後、市街地では、都市機能の低下や中心市街地の空洞化が進展するおそれがあります。また、農山村部では、耕作放棄地や荒廃森林等が増加していくことが想定されます。今後、さらなる人口減少の進展により、市土全体としての開発需要は低下していくものと考えられますが、用途地域の周辺部での宅地開発は、一定の需要があることが見込まれ、無秩序な土地の開発が行われる可能性もあります。それらの結果、非効率な土地利用が増加することによる行政コストの拡大や行政サービスの効率性の悪化、土地の管理水準の低下による美しい田園景観や自然環境の喪失が懸念されることから、社会情勢の変化に対応した都市構造の転換が求められています。

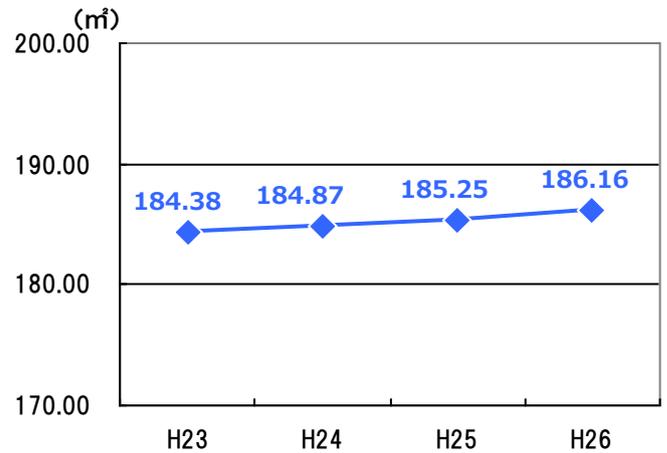
また、土地の地籍においては、地籍が不明確な地域で、土地にかかる経済活動や行政活動での支障や無駄が生じていることから、土地の地籍の明確化が求められています。

都市計画道路の改良済延長・整備率



◆国土交通省：都市計画現況調査

地籍調査の年度別実施状況



◆栃木県：とちぎのちせき

課題

- 集約型都市構造の実現
- 地籍の明確化

具体的な施策

- ① 効率的な土地利用を推進する
- ② 円滑な土地利用を推進する

目指すまちの姿

地域特性に応じた、計画的な土地利用が行われ、集約型都市構造への転換が進んでいます。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 効率的な土地利用を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画や都市計画マスタープランの推進 立地適正化計画の策定・適切な運用 土地利用関係法令や開発許可制度の適切な運用 	用途地域内人口割合	47.1%	48%	企画政策課 都市計画課
② 円滑な土地利用を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査の実施 	地籍調査の進捗率	56.8%	58.4%	農林整備課

関連する計画

- 国土利用計画那須塩原市計画（平成 29～38 年度）
- 都市計画マスタープラン（平成 17～37 年）
- 国土調査十箇年計画（平成 22～31 年度）
- 立地適正化計画（平成 29 年度～）

基本施策 4-2 良好な生活空間を提供する

現状

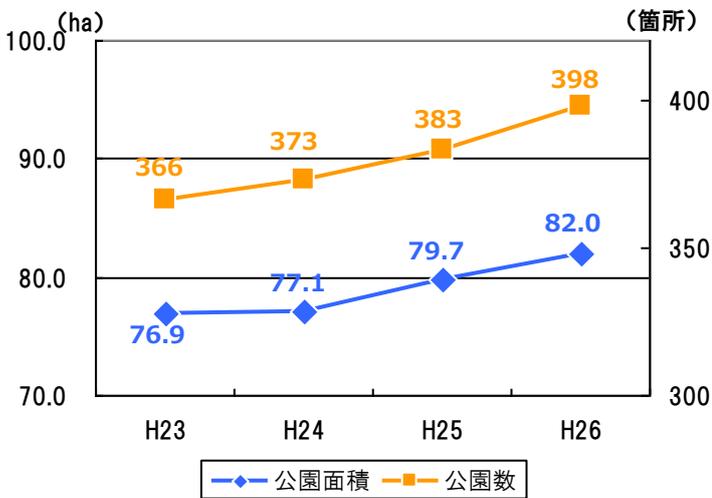
自然豊かな本市においては、良好な都市景観を保全・形成していくため、周辺の環境に配慮したまちづくりが求められており、豊かな自然と調和した潤いと安らぎのある景観を形成するため、市景観条例に基づく届出や、平成27年10月1日に施行した市屋外広告物条例による許可制度の適切な運用を進めています。

また、地域の特性を活かした様々な公園や広場などが整備され、多くの市民の散歩やレクリエーションを楽しむ場として利用されていますが、施設の老朽化や民間の開発公園の市への移管増加により、維持管理業務や経費の増大などの問題も発生しています。

市営住宅については、昭和50年以前に建設された住宅の多くが更新時期を迎えているほか、高齢化を踏まえた対応が求められています。

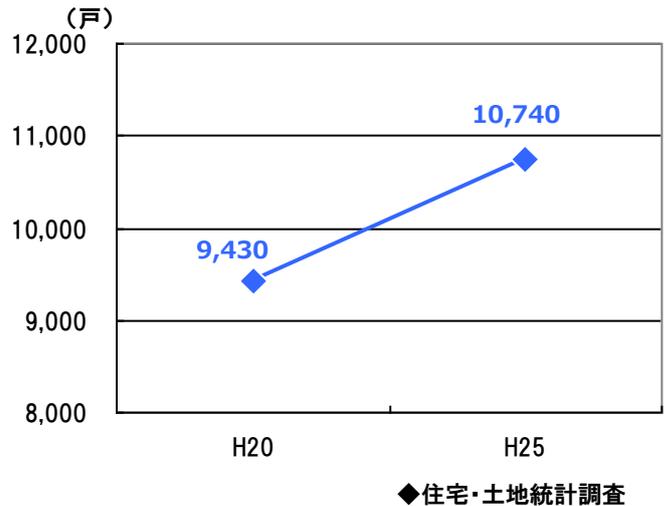
空き家対策については、人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、全国的に空き家等が増加している中で、管理不全な空き家も増加しており、総合的かつ計画的な対応が求められています。

管理公園面積と公園数の推移



◆都市整備課調べ

市内の空き家等の状況



◆住宅・土地統計調査

課題

魅力ある景観の保全	→
安全安心な憩いの空間の提供	→
市営住宅の長寿命化対策	→
市内における空き家の増加	→

具体的な施策

- ①良好な景観を形成する
- ②公園を適正に管理する
- ③市営住宅を適正に管理する
- ④空き家等を有効活用する

目指すまちの姿

自然と調和した景観や憩いの空間が形成され、安らぎのある暮らしが提供されています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 良好な景観を形成する	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画や景観条例の適切な運用 ・屋外広告物条例の適切な運用 	景観計画区域内における建築行為等届出適合率	100%	100%	都市計画課
② 公園を適正に管理する	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度活用による都市公園の適正な管理 ・都市公園等長寿命化計画に基づく公園施設の修繕、更新 	都市公園等長寿命化計画の進捗率	10.4%	96%	都市整備課
③ 市営住宅を適正に管理する	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住水準と安全性の確保 ・需要と供給のバランスを考えた適正な戸数の確保 ・指定管理者制度導入による民間活力とノウハウを生かしたサービスの向上 	適正な市営住宅の管理戸数	842 戸	719 戸	都市整備課
④ 空き家等を有効活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の管理不全化の防止 ・定住促進への有効活用 ・空家等の推進に関する特別措置法に基づく管理不全な空き家等に対する除却・修繕・立木竹の伐採等の措置の助言等 	空き家バンク制度による契約成立件数	0 件	15 件	都市整備課

関連する計画

- 景観計画（平成 21 年度～）
- 公園施設長寿命化計画（平成 25～34 年度）
- 市営住宅等長寿命化計画（平成 23～32 年度）
- 空き家等対策計画（平成 29～33 年度）

基本施策 4-3 生活衛生環境を高める

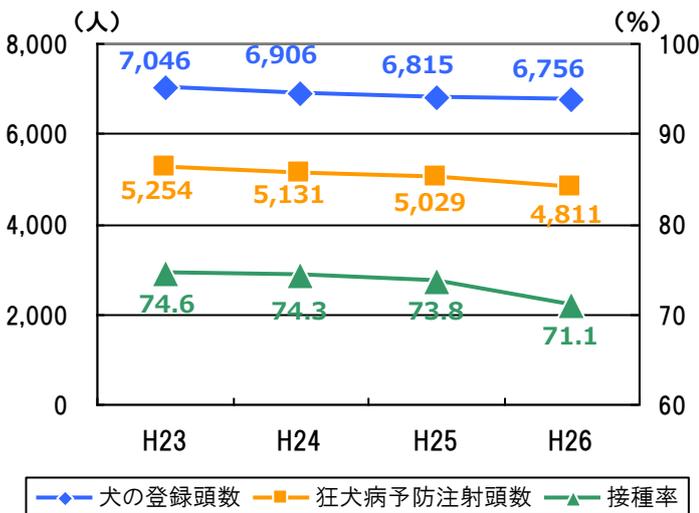
現状

狂犬病は、発病後の治療法が存在しないため、感染の予防そのものが最も重要な対策です。世界保健機関（WHO）のガイドラインでは、国内の流行を防ぐための狂犬病予防接種率を70%としていることから、適切な対応が求められています。

市民が利用する火葬場は、大田原市火葬場、那須聖苑（黒磯那須共同火葬場）の2施設であり、現在支障なく管理運営されています。しかし、将来、施設の老朽化による修繕費の増加や火葬場利用者の増加が予測されることから、住民サービスの低下を招かないよう大田原市、那須町と協調した適正な管理運営が求められています。

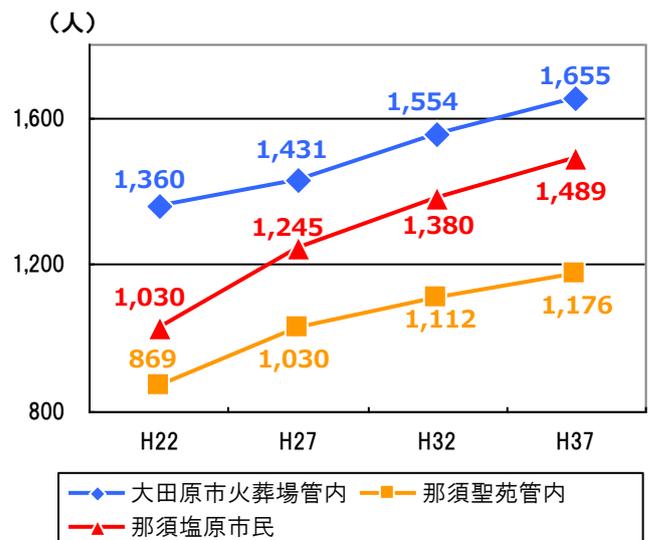
市有墓地には、区画不明の墓地、承継者不在の無縁墓地、使用者不明等の墓地、子孫不在や転出により返還された墓地が存在することから、墓地台帳を整備し、適正な墓地管理を行えるようにすることが求められています。

犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数



◆栃木県動物愛護指導センター

将来死亡者数の推計



◆那須地区広域行政事務組合

課題

- 狂犬病予防注射の接種率の向上
- 施設の老朽化と利用者件数の増加予測
- 墓地台帳の整備

具体的な施策

- ①ペットの適正飼養を促進する
- ②火葬場を適正に管理運営する
- ③市有墓地を適正に管理する

目指すまちの姿

市民が安心して暮らせる、衛生的な生活環境を実現しています。

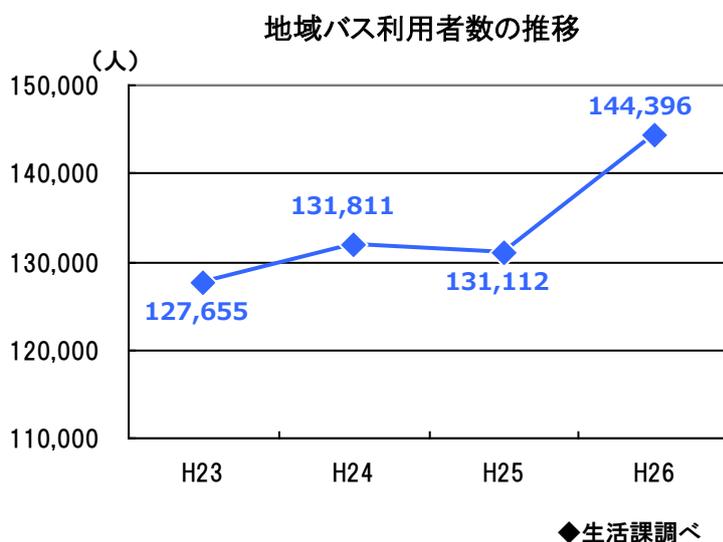
具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	H33 (目標年度)	
① ペットの 適正飼養を 促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射の実施と啓発 ・犬登録データの管理 ・ペットの正しい飼い方等の啓発 	狂犬病予防注射接種率	71.1%	74.6%	環境管理課
② 火葬場を適正に 管理運営する	<ul style="list-style-type: none"> ・那須聖苑の運営 ・大田原市火葬場の経常経費負担 	那須聖苑における苦情件数	0件	0件	環境管理課
③ 市有墓地を 適正に管理する	<ul style="list-style-type: none"> ・市有墓地使用者の適正な把握 ・市有墓地における個々の墓地区画の確定 ・墓地管理システムによる管理 ・墓地管理料の完納維持 	調査完了墓地区画数	1,433区画	3,177区画	環境管理課

基本施策 4-4 公共交通の利便性を高める

現状

自家用車による移動が中心となっている現在の社会生活において、地域バス（ゆーバス・予約ワゴンバス）は特に高齢者や運転免許を持たない生徒等の移動手段として大きな役割を担っており、日常生活に不可欠な生活路線として市民のニーズを的確に捉えた効果的な運行が求められています。

また、多様化するニーズや高齢化の進行に対応するため、地域バスを含めた利便性の高い、広域的かつ総合的な公共交通ネットワークの構築が求められています。



課題

地域バスの認知と利用

多様化するニーズと超高齢社会への対応

具体的な施策

①地域バスの利用を高める

②広域的かつ総合的な公共交通ネットワークを構築する

目指すまちの姿

地域バスをはじめとした利便性の高い公共交通によって、快適な移動が行われています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	H33 (目標年度)	
① 地域バスの利用を高める	<ul style="list-style-type: none"> バス利用促進策の実施 市民ニーズを踏まえた効果的な運行の実施 	地域バス利用者数	144,396人	202,000人	生活課
② 広域的かつ総合的な公共交通ネットワークを構築する	<ul style="list-style-type: none"> 他市町や交通事業者との連携、協議及び検討 	JR駅からの地域バス乗車人数	22,383人	33,500人	生活課

関連する計画

(仮称) 那須地域広域公共交通網形成計画 (平成 29 年度～)

(仮称) 那須塩原市地域公共交通網形成計画 (平成 29 年度～)

基本施策 4-5 道路の利便性を高める

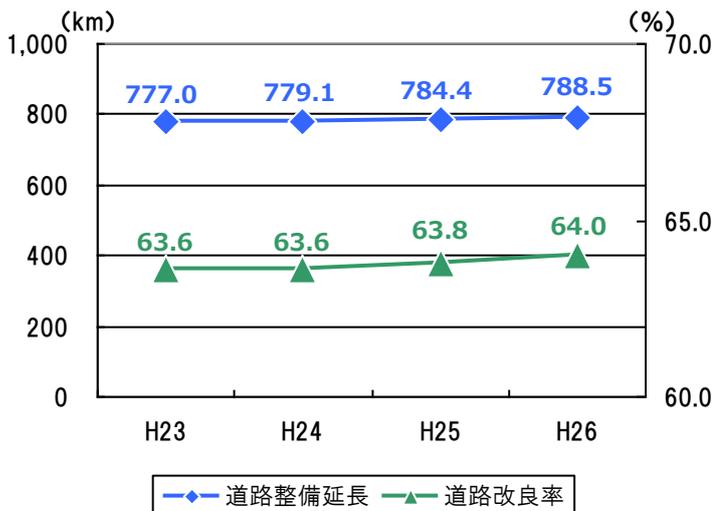
現状

市の骨格となる幹線道路や、日常生活の利便性に影響のある生活道路においては、整備を進めているものの、整備路線数に対する財源の確保が厳しく、ネットワークの形成に至っていない状況となっています。

また、東西をアクセスする道路数の不足から、一般国道4号などの主要幹線道路等では、時間帯によって渋滞が発生しているため、新たな道路整備による交通量の分散化が求められています。

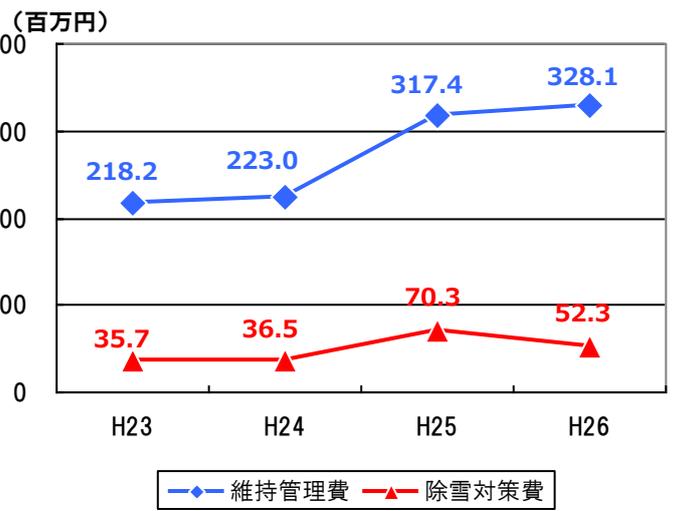
既存道路については、近年の交通量の増加・車両の大型化等に伴い、路面や構造物の破損が著しく、特に昭和40～50年代にかけて整備された道路、道路及び橋梁等の長寿命化を進め、市民が安全に通行できるよう継続した維持管理が求められています。

道路改良率



◆道路課調べ

道路維持管理等事業費



◆道路課調べ

課題

- 慢性的な交通渋滞の解消
- 歩行者等の安全確保
- 道路の安全性の確保

具体的な施策

- ①体系的な道路網を整備する
- ②歩道を整備する
- ③道路機能を保全する

目指すまちの姿

道路の整備が進み、安全で快適・便利な道路網が確保されています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 体系的な道路網を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路の整備 ・生活道路の整備 	国道4号の交通量	14,103台 ／12h (H27)	12,000台 ／12h	都市計画課 道路課
② 歩道を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の整備 	歩道整備延長	153,480m	160,000m	道路課
③ 道路機能を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な道路の維持補修 ・パトロールの充実 ・除雪対策 	道路補修依頼に対する処理率	85.0%	90%	道路課

関連する計画

道路整備基本計画（平成 29～38 年度）

地域再生計画（平成 27～31 年度）

基本施策 4-6 安全で安心な水道サービスを持続する

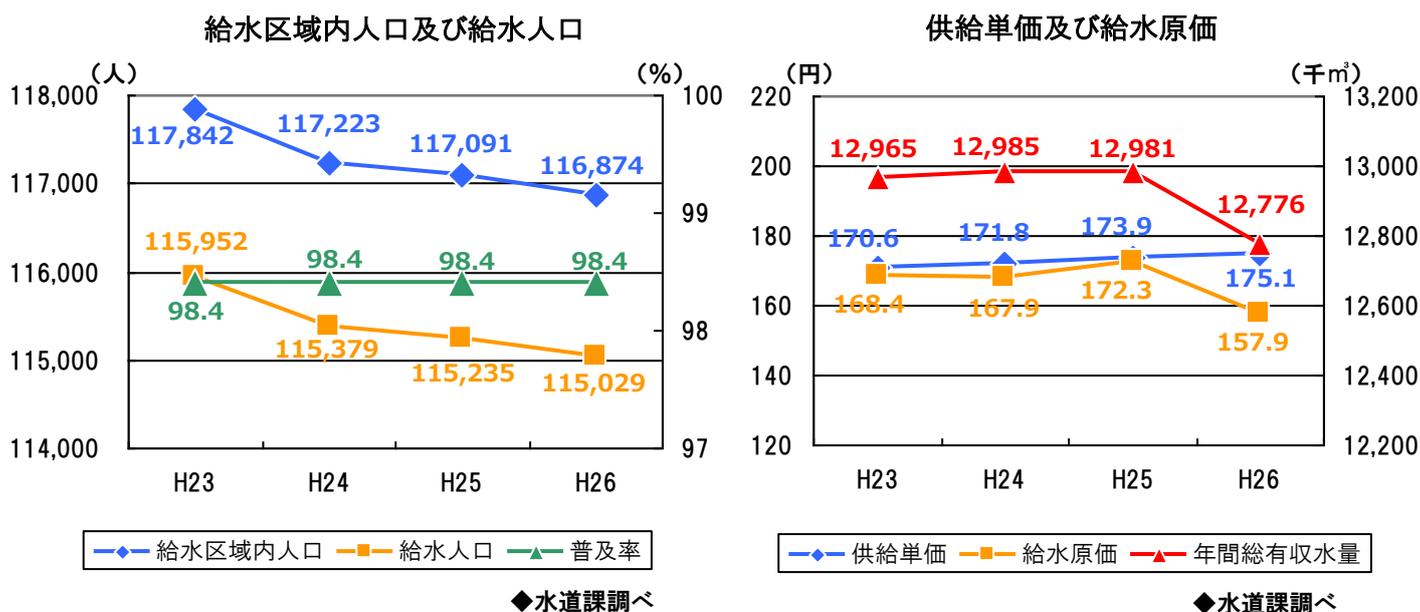
現状

人口減少社会の到来は本市においても避けられず、今後、水道事業においても給水人口の減少に伴う給水収益の減少が予想されます。一方で、水道施設の老朽化が進んでおり、効率的な施設の更新が求められています。

併せて、東日本大震災や関東・東北豪雨などによる水道施設の被害の経験から、災害対策の強化が急務となっています。

このような状況の中で、水道事業基本計画に掲げた「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から水道事業の抱える課題に対する対応策と目指すべき方向性に向かって、将来を見据えた事業計画の推進と、より効率的な水道事業運営が求められています。

また、専用水道^{*}及び簡易専用水道^{*}の設置者は、利用者へ安全な水を供給するため、水道法に基づく適正な管理が義務付けられています。



課題

- 安全な水質の維持
- 緊急時の危機管理体制の再構築
- 水道施設の耐震性の確保
- 適正な資産管理に基づいた水道事業の確立
- 専用水道・簡易専用水道の設置者による適正な維持管理の継続

具体的な施策

- ①水道水の安全を確保する
- ②水道の管理体制を整備する
- ③水道施設を整備する
- ④安定的な事業運営を継続する
- ⑤専用水道等の適正管理を指導する

目指すまちの姿

安全で安心な水道サービスが持続され、市民に信頼される水道が普及しています。

具体的な施策	取組内容	目標値		
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)
① 水道水の安全を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・原水水質に適した浄水処理方法の検討 ・水安全計画の策定 ・銅製給水管の更新及び給水工事指導の継続 	水道水の水質基準適合率	100%	100%
② 水道の管理体制を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設への侵入防止対策の強化 ・災害時の協力体制の強化 	中央監視対象施設数	25 施設	41 施設
③ 水道施設を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設・配水施設の耐震化 ・管路の計画的な更新 	浄水施設・配水施設の耐震化達成施設数	5 施設	7 施設
④ 安定的な事業運営を持続する	<ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメント※の実施 ・マッピングシステム※の精度向上 ・技術継承のための庁内研修会の開催 	庁内の研修会実施回数	3 回/年	5 回/年
⑤ 専用水道等の適正管理を指導する	<ul style="list-style-type: none"> ・専用水道及び簡易専用水道施設への定期的な立入検査 	立入検査実施数(累計)	7 か所	296 か所

関連する計画

水道事業基本計画（平成 29～38 年度）

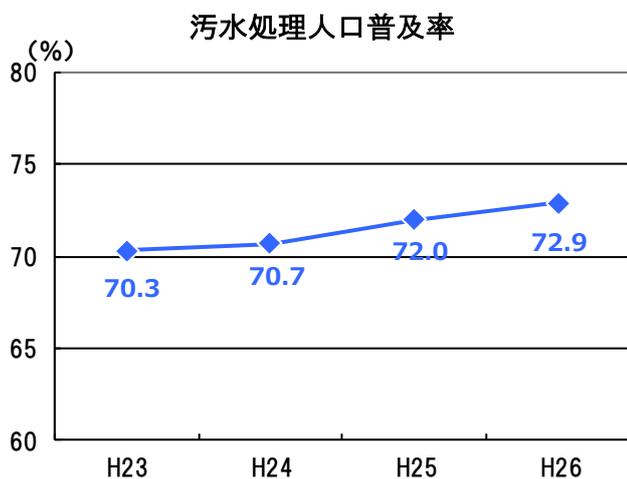
- ※専用水道：寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業(上水道、簡易水道)の用に供する水道以外の水道で「① 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの」「② 1 日の最大給水量が 20 m³/日を超えるもの」のいずれかに該当するもの。
- ※簡易専用水道：市町村の水道から供給される水だけを受水槽に溜めて、飲み水として給水している施設で、有効容量が 10 立方メートルを超えるもの。
- ※アセットマネジメント：水道事業における資産管理において、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動。
- ※マッピングシステム：コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術で、地図情報に地下埋設管の管路の口径、管種、埋設年度といった属性情報や、管理図面などをデータベースとして管理する情報システム。

基本施策 4-7 持続的・効果的な下水処理サービスを提供する

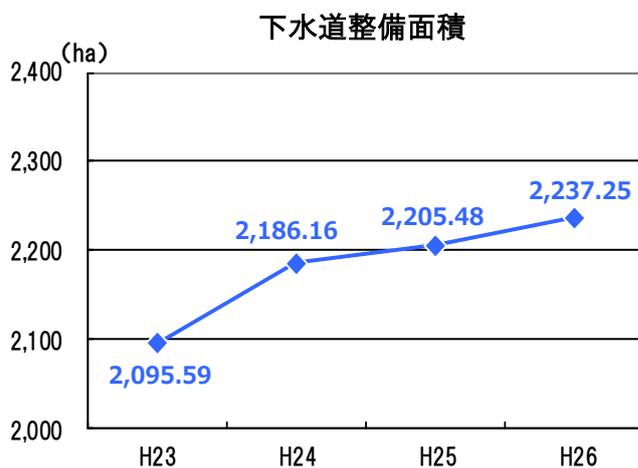
現状

下水道の整備は、市民アンケートの結果でも重要度が高く、生活排水の適切な処理に関して市民の多くが要望していることが分かります。したがって、下水道事業が計画されている区域では、公共下水道の整備を行い、区域の外では浄化槽※の整備を促進することが必要となっています。

また、下水道事業においては、処理場や管渠※の老朽化に伴う長寿命化や耐震化対策など維持管理費の増加が見込まれています。一方で、人口減少等による使用料収入の減少が見込まれるなど経営環境が厳しくなると予想されています。こうした中で、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするのが求められています。



◆国土交通省・農林水産省・環境省
:汚水処理人口普及状況



◆下水道課調べ

課題

- 効果的な下水道の整備
- 下水道事業計画区域外の生活排水処理
- 下水道施設の長寿命化・耐震化対策
- 下水道の利用促進
- 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上

具体的な施策

- ①地域に応じた生活排水処理施設を整備する
- ②下水道施設の延命化や耐震化を推進する
- ③下水道接続によるトイレの水洗化を促進する
- ④健全かつ安定的な事業経営を構築する

目指すまちの姿

地域特性に応じた生活排水の処理が実現し、快適で衛生的な生活環境になっています。

具体的な施策	取組内容	目標値		
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)
① 地域に応じた生活排水処理施設を整備する	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業計画区域における未整備地域の解消 道路の改築事業等と連携した一体的な下水道事業の推進 効率的かつ計画的な下水道整備 浄化槽設置整備事業補助金の交付 単独処理浄化槽撤去費補助金の交付 	汚水処理人口普及率	72.9%	81.8%
② 下水道施設の延命化や耐震化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化 耐震性能を有していない施設の耐震化 	特に重要な管渠の耐震化延長	1.9km	6.2km
③ 下水道接続によるトイレの水洗化を促進する	<ul style="list-style-type: none"> 水洗化普及訪問 水洗トイレ改造資金の融資あっせん イベントでの水洗化普及活動 	下水道水洗化率	88.7%	91.6%
④ 健全かつ安定的な事業経営を構築する	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計への移行 経営戦略の策定 事業経営に伴う収支の適切な管理 	公営企業会計移行事業数	0 事業	2 事業

関連する計画

生活排水処理基本構想（平成 28～47 年度）

下水道中期ビジョン（平成 23～32 年度）

循環型社会形成推進計画（平成 28～32 年度）

黒磯水処理センター・塩原水処理センター長寿命化計画（平成 26～30 年度）

下水道総合地震対策計画（平成 27～31 年度）

※浄化槽：し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。なお、し尿のみを処理するものを、単独処理浄化槽と通称している。

※管渠：給水・排水を目的として作られる水路のことで、ここでは下水を流下させるためのものを指す。

